

## 第2章 計画策定の主旨、計画の基本的事項

---



## 1 計画策定の主旨等

### (1) 計画策定の主旨

国際的に「ポスト京都議定書」の枠組設定に向けた議論等が活発化する中で、国においては各種法改正を進め、京都議定書の目標達成に向けた取組を強化しつつあるほか、各地方自治体においても様々な取組が進められており、地球温暖化対策は強化されてきた。

特に、2008年6月に、地球温暖化対策推進法が改正され、地方自治体の役割はより強化された。都道府県、政令指定都市・中核市・特例市（以下「政令市等」という。）においては、「地方公共団体実行計画」として、従来定められていた事務・事業における地球温暖化対策の計画に加え、地域における自然エネルギー導入の促進、事業者や住民による省エネルギー等の推進といった事項について定めることが義務化された。

また、これまで都道府県のみ認められていた地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）の指定及び地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の委嘱が、政令市等でも可能となった。こうした状況とともに、地球温暖化対策推進条例に位置付けられた計画とするため、地域推進計画を改定することとなった。

本市は、温室効果ガス排出量の削減が地域推進計画に定める全市目標を上回るなど、これまでも地球温暖化対策を着実に進めてきたが、市域の実態を見ると、人口増加や床面積増加等に伴い、民生部門（家庭系）・民生部門（業務系）からの二酸化炭素排出量は増加傾向となっている。また、2008年度の産業部門からの二酸化炭素排出量は1990年度比で15.9%削減となっているが、その排出量の割合は市域全体の約7割を占める状況にある。

こうした状況を背景としつつ、次の主旨を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、地球温暖化対策を着実に推進していこうとするものである。

○国内外の動向を踏まえつつ川崎らしい計画とする

地球温暖化対策に係る国内外の動向を踏まえた上で、「川崎の環境力<sup>※1</sup>」を活かした目標や措置を定めた計画とする。

○川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との整合性を確保する

本市の経営資源の配分と連動させ、実効性をもった計画とするため、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」と整合を図る。

○地球温暖化対策を体系化する

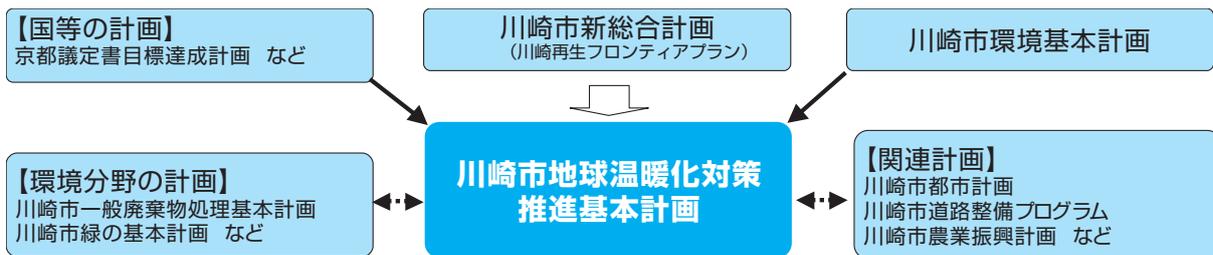
総合的に地球温暖化対策を推進していくため、「新エネルギービジョン」、「エコオフィス計画」を統合し、再生可能エネルギー源の利用、地域環境の改善、ヒートアイランド対策等も含めた基本施策等を定め、地球温暖化対策を体系化する。

○関連する分野別の計画と整合を図る

「川崎市一般廃棄物処理基本計画」や「川崎市緑の基本計画」など、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある計画との整合を図る。

また、地球温暖化対策推進条例第6条第3項に規定するとおり、地球温暖化対策推進法第20条の3第4項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある市の施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮する。

図 2-1-1 関連計画との関係



※1 川崎の環境力とは・・・

本市に蓄積されている高度な環境技術、人材、ノウハウや、高い環境意識を持った市民の方々の地域での活動展開などの本市が持つ特徴・強みを活かし、市域にとどまらず海外においても地球温暖化対策に貢献できるパワー。

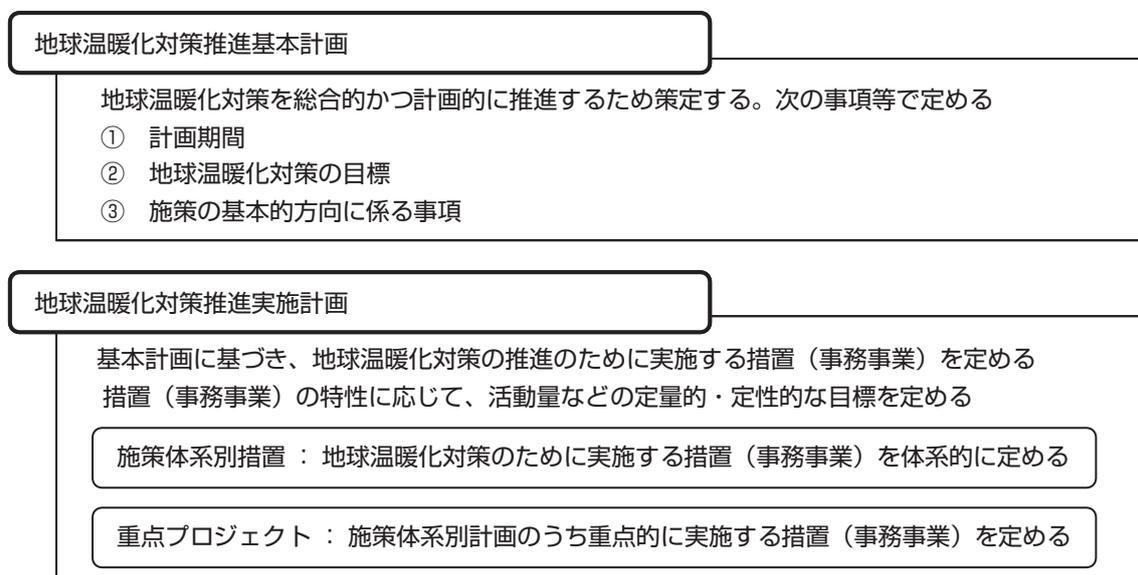
## (2) 計画の構成等

本計画は、地球温暖化対策推進条例第 6 条に規定する地球温暖化対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）として位置づけるものである。また、地球温暖化対策推進条例第 7 条及び基本計画に基づき、地球温暖化対策のために実施する措置に関する地球温暖化対策推進実施計画（以下「実施計画」という。）を別に定める。

こうした計画の関係は、図 2-1-2 のとおりであり、2 つの計画を一体的に運用することで、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進する。

なお、実施計画については、市が行う施策体系別の措置と併せ、重点的に実施する措置として、重点プロジェクトを定める。

図 2-1-2 計画の構成



また、基本計画と実施計画を併せて（以下「地球温暖化対策推進計画」という。）、地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 に規定されている地方公共団体実行計画としても位置づける。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画の対象

#### ア 対象範囲

基本計画は、事業活動や市民生活における温室効果ガス排出量の削減など市域の地球温暖化対策全てを対象とする。

なお、実施計画に定める具体的な措置については、地球温暖化対策に関する市の事務事業等の取組を中心とする。

#### イ 対象ガス

地球温暖化対策推進条例第2条第3号に基づき、対象とする温室効果ガスについては、次の6物質とする。

- ・ 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)
- ・ メタン (CH<sub>4</sub>)
- ・ 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)
- ・ ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)
- ・ パーフルオロカーボン類 (PFCs)
- ・ 六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

表 2-2-1 各対象ガスの地球温暖化係数と主な用途及び排出源

対象ガス	地球温暖化係数 <sup>*1</sup>	主な用途及び排出源
二酸化炭素	1	燃料の燃焼、廃棄物の焼却、電気の使用
メタン	21	農業、廃棄物の焼却、燃料の燃焼
一酸化二窒素	310	農業、廃棄物の焼却、燃料の燃焼
ハイドロフルオロカーボン類	1,300 <sup>*2</sup>	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒として使用
パーフルオロカーボン類	6,500 <sup>*2</sup>	半導体製造時や電子製品などの洗浄として使用
六ふっ化硫黄	23,900	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用に使用

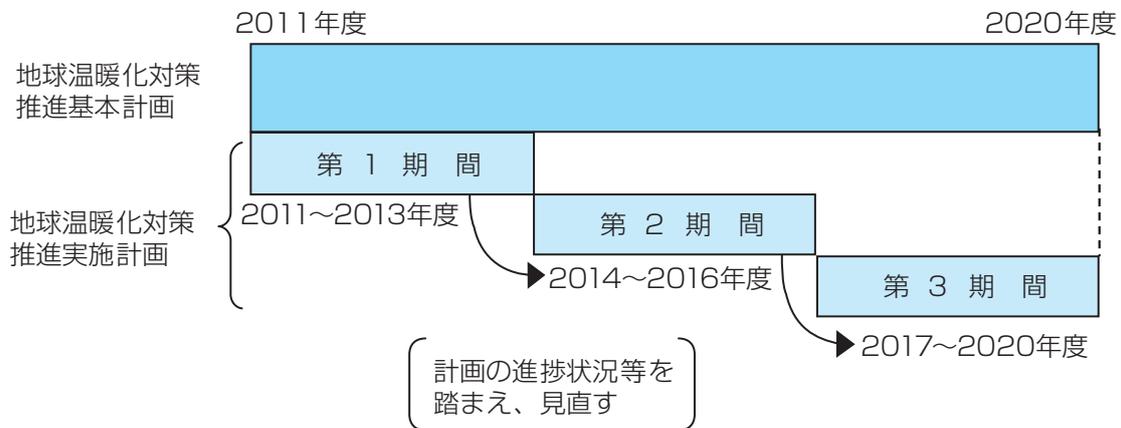
※1 地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素を基準にして比較して表した係数。

※2 ハイドロフルオロカーボン類及びパーフルオロカーボン類の地球温暖化係数は、各物質により異なるが、ここでは代表的な値を示す。

## (2) 計画期間

地球温暖化対策推進条例第6条第2項第1号に規定する基本計画の計画期間については、2011年度から2020年度までのおおむね10年間とする。また、実施計画の計画期間については、基本計画を着実に推進していくために、おおむね3年間（第1期間：2011～2013年度、第2期間：2014～2016年度、第3期間：2017～2020年度）とする。実施計画については、基本計画や前期間の実施計画の進捗状況等を踏まえ、見直しを行うものとし、基本計画については、地球温暖化対策推進条例第6条第6項に基づき、技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

図2-2-1 計画の期間



## (3) 地球温暖化対策の目標及び目標を達成するために必要な施策の基本的方向

地球温暖化対策推進条例第6条第2項は、基本計画において、「地球温暖化対策の目標」及び「目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項（以下「基本的方向」という。）」を定めることを規定している。

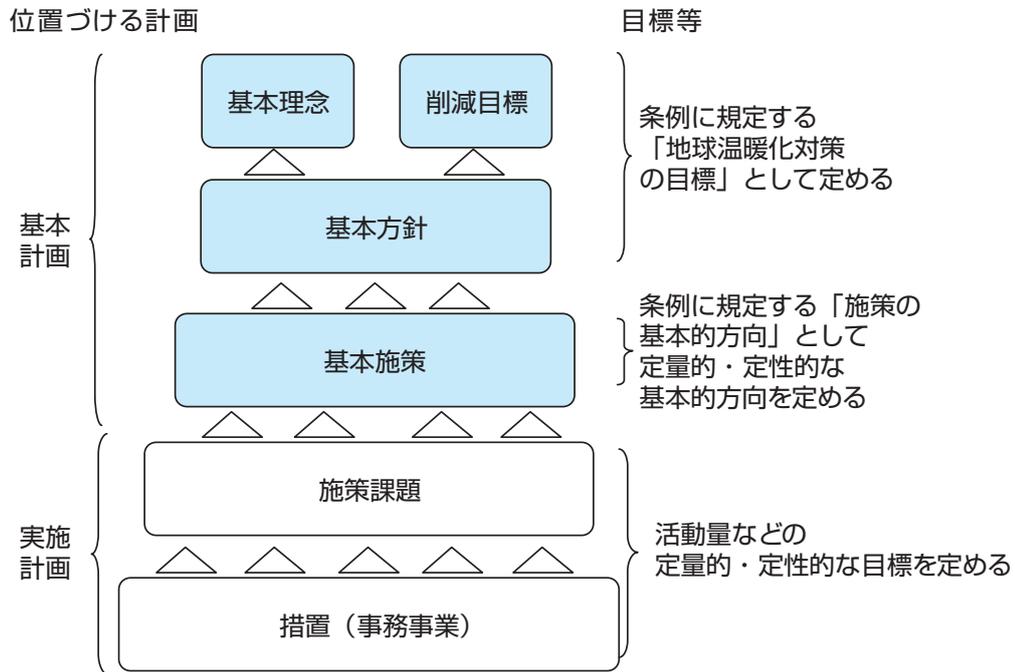
当該規定を踏まえ、基本計画においては、「地球温暖化対策の目標」として、地球温暖化対策全体の基本理念、基本方針とともに、温室効果ガス排出量の削減目標を定める。また、第5章に定める12の基本施策について、その施策ごとの特性に応じて、定量的・定性的な基本的方向を定める。

さらに、実施計画には、措置（事務事業）の特性に応じて活動量などの定量的・定性的な目標を定める。

こうした基本計画に定める地球温暖化対策の目標、基本的方向、さらに実施計画の目標などをうい、計画の進行管理を行うこととする。

なお、削減目標については、市域の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施する上での方向性を示すものとして位置づける。

図 2-2-2 地球温暖化対策の目標等



#### (4) 各主体の取組と計画

地球温暖化対策推進条例では、次のとおり各主体の責務等が規定されている。

表 2-2-2 各主体の取組等

事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の推進のため、必要な措置を講じるよう努めること。</li> <li>市が実施する地球温暖化対策に協力すること。</li> <li>事業活動地球温暖化対策指針等に基づき温室効果ガス排出量の削減や抑制に取り組むこと。</li> <li>地球温暖化対策に資する製品及び技術の開発、環境技術による国際貢献の推進に努めること。</li> </ul>
市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の推進のため、必要な措置を講じるよう努めること。</li> <li>市が実施する地球温暖化対策に協力すること。</li> <li>(その他、日常生活等における地球温暖化対策等について努めること。)</li> </ul>
市の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。</li> <li>事業者及び市民が行う地球温暖化対策を推進するための措置を講じるよう努めること。</li> <li>事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講じるよう努めること。</li> <li>(その他、環境技術による国際貢献の推進等について努めること。)</li> </ul>
協働による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者、市民及び市は、協働して、地球温暖化対策に取り組むこと。</li> </ul>

温室効果ガスは、事業者、市民、市という各主体から排出されるものであるため、こうした規定を踏まえながら、それぞれの役割と責任に応じて、その削減に取り組んでいくことが必要である。こうしたことから、基本計画では、事業主体を市とし、地球温暖化対策の取組の方向性ととも、政策推進主体として事業者及び市民の取組を支援し促進するための取組の方向性を定め、実施計画でそれぞれの方向性に基づき、実施する措置（事務事業）を定める。

特に、基本計画に定める地球温暖化対策の目標については、各主体が共有し、協働して温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいく必要がある。

### 【地球温暖化対策推進計画と各主体の関係】

図 2-2-3 は、こうした各主体と、地球温暖化対策推進計画の関係をイメージ化したものである。

川崎市という船に乗り込んだ事業者、市民及び市は、それぞれ自らの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、協働による取組を進めることで、基本計画の定める目標に向かって航海を続けていく必要がある。また、実施計画に位置づけられた措置は各主体の取組をさらに促すことにより、目標に向けた航海をより確実なものにしていくことになる。

図 2-2-3 各主体と地球温暖化推進計画の関係

